

先進的農作物等導入支援事業補助金 募集要領（令和8年度分）

1 目的

本市では、農家の所得増加、農業の多角化や新たな産地化につなげることを目的として、園芸作物の作付推進のため先進的な園芸作物の作付、先駆的な栽培方法を市内で実施しようとする場合に支援します。

2 内容

令和8年度において、先進的な野菜や果樹といった園芸作物の作付、先駆的な栽培方法を市内で実施しようとする場合に、本要領に基づき予算の範囲でその導入費用を補助します。

3 交付対象者

補助金の交付対象者（以下「補助対象者」と呼称します。）は次のいずれにも該当する者とします。

- (1) 補助金交付契約期間中に市内に住所を有する個人又は市内に主たる事業所等を有する法人若しくは団体
- (2) 市内の農地で補助対象作物の作付を実施する者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 本人又は代表者等が暴力団の構成員等でない者
- (5) 事業実施年度から5年間営農を継続する意思がある者

4 補助要件

補助金の交付対象となる取組は、次のいずれにも該当するものとします。

- (1) 市内で作付がない又は定着しておらず、将来的に所得の増加に繋がる野菜や果樹の作付に取り組むこと、又は市内で実践されていない園芸に係る栽培技術に取り組むこと。
※他市町村では作付されているが、市内では生産されていない又は少量しか生産されていないものも対象となります。
- (2) 取り組む品目に応じて、次の期間はその品目の作付を継続する計画があること。
野菜：事業実施年度を含めて3年間
果樹：事業実施年度を含めて5年間
- (3) 取り組む品目に応じて、下記の面積を作付すること。
野菜(露地)：事業実施初年度に5a以上、事業実施年度を含めた3年目には10a以上の面積に取り組むこと
野菜(ハウス)：事業実施初年度に2a以上、事業実施年度を含めた3年目には5a以上の面積に取り組むこと
果樹：事業実施初年度から10a以上の面積に取り組むこと
- (4) 取り組む品目に対してこの補助金を最初に受けた年度から起算して3年度以内であること。
- (5) 事業実施年度の翌年度から5年間、取り組んだ品目の作付状況報告を行うこと。
- (6) 市又は市が指定する者から取り組んだ品目についての情報提供の依頼があった際には、必要な情報を提供すること。

5 補助対象経費

補助対象となる経費は、

- ①先進的農作物（野菜）の作付に係る費用
- ②先進的農作物（果樹）の作付に係る費用
- ③先駆的な栽培方法の実践に係る費用

のうち、次の表のとおりとします。ただし、補助事業の対象項目として明確に区分できるもので、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとします。また、補助対象者は補助対象事業を行うに当たり他の補助事業等との区分管理を行うものとします。

項 目	内 容
種苗費	野菜苗や種子、果樹の苗木購入費
肥料費	対象品目に係る肥料費
農薬費	対象品目に係る農薬費
諸材料費	支柱や遮光資材等の生産資材費
研修費	優良事例の視察研修のための旅費、外部講師費用
地代・賃借料	対象品目を作付するために必要な地代・賃借料
※研修旅費及び地代・賃借料について、2つの合計額が総事業費の1/2を超える場合は、その超えた分は補助対象外とする。	
【補助対象外経費】人件費、農具費、光熱水費、燃料費、修繕費、機械購入費、農業共済掛金、公租公課、作業用衣料費、荷造運賃手数料、土地改良費	

6 補助率及び補助上限額

対象経費の全額を補助します。ただし、作付品目が野菜の場合は250万円、果樹の場合は120万円を上限とします。

7 事業対象期間

令和8年4月1日から令和9年2月28日まで

8 評価基準

概ね次の項目により審査します。

なお、提案内容は、総合的な観点から審査しますので、これらの項目以外でも評価の対象とすることがあります。また、これらの項目の全てを満たさない場合であっても応募することができます。

- (1) 選定品目が適切か（先進的な作物又は先駆的な栽培技術であるか）
- (2) 継続的に続けられる取り組みかどうか
- (3) 将来的に所得増加や産地化に繋がる可能性がある取り組みかどうか
- (4) 流通販路の確保が可能かどうか

9 審査

関係機関、有識者等で構成する審査委員会において、提案内容を総合的に評価・審査し、採択事業を選定のうえ、その結果に基づき市が決定します。後日文書により各申請者に審査結果を通知します。

申請者には審査会当日は必ず同席いただいたうえで、取り組む内容や事業計画等について、審査委員からのヒアリングに対応していただきます。出席に要する費用は、申請者にご負担いただきます。

10 選定結果

申請者に対してそれぞれの結果を通知するとともに、次の項目を本市ホームページにて公表します。

- ・野菜及び果樹それぞれの応募件数及び採択件数
- ・採択した事業名

11 応募方法

(1) 提出書類

- ①先進的農作物導入支援事業実施申請書
- ②収支計画書（農業経営全体）
- ③収支計画書（補助対象品目）
- ④先進的農作物導入支援事業申請に係るチェックシート

上記申請様式は、市ホームページからダウンロードできるほか、農政課窓口でも様式を配布します。

(2) 提出期限

令和7年11月28日（金） 午後5時

(3) 提出方法

原則として農政課窓口まで書類を持参してください。

申請書の受付時間は、平日の午前9時～正午、午後1時～午後5時までです。

やむを得ず持参できない場合は、提出先に郵送してください。

必要書類に不備があると受付できませんので書類の内容は十分ご確認ください。

(4) 提出先

〒023-8501(個別番号) 奥州市水沢大手町一丁目1番地

奥州市農林部農政課農産係（奥州市役所5階）

12 その他

- (1) 補助金は予算の範囲内で交付するため、採択された場合であっても補助上限額まで交付できない場合があります。また、提案件数や採択件数が予算の上限に達しない場合であっても、選外となる場合があります。
- (2) 採択された補助申請者は、採択事業に関し、市と補助金交付契約を締結します。実際の補助金の交付は、原則として事業完了後となりますが、交付予定の補助額の5割を上限に市が必要と認める額の前払いを受けることができます。
- (3) 補助金交付契約締結（取扱対象期間）前に支出手続を執った費用は補助対象経費として算入することはできませんが、既に支出手続を執った事業でも応募することはできます。取扱対象期間後に要する費用についても同様です。
- (4) 審査の経過及び結果並びに公表項目以外の選定に関する情報は、公表・公開しません。
- (5) 提出された応募書類について、返却は行いませんのでご了承ください。

13 問い合わせ先

奥州市 農林部 農政課 農産係

TEL：0197-34-1583